

9 学校教育全体で進める教育活動

(1) 情報教育

ア〈基本的な考え方と目標〉

基本的な考え方

コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレット等に見られるように情報機器の使いやすさの向上とも相まって、児童生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。将来の予測は困難であるが、情報技術は今後も飛躍的に進展し、常に新たな機器やサービスが生まれ社会に浸透していくこと、人々のあらゆる活動によって極めて膨大な情報（データ）が生み出され蓄積されていくことが予想される。このことにより、職業、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇等人々のあらゆる活動において、さらには自然災害等の非常時においても、新たな機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来している。

予測困難な社会において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要となっている。情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」の一つであり、児童生徒に確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである。

学習指導要領では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとするとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等において、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。また、児童生徒が将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」をはぐくむため、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動が小学校から高等学校まで行われている。

児童生徒一人一台端末の活用が本格的に始まり、これを活用した授業が進められている。当初は端末をまず活用すること、様々なアプリケーションをいかに多用して授業を行うかが中心であったが、これは教師が主導する従来までの授業をICT活用によって強化しているに過ぎなかった。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）（令和3年1月）では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を掲げ、これらの一体的な充実をとおして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが求められている。個々の児童生徒が自分の学びに責任をもち、自分の意思で工夫して取り組む学び方は、一人一人異なってもよく、どのような学び方が最適かは自分の意思で決めるとともに、他者の学びが可視化され、いつでも他者参照ができるクラウド環境を活用することによって協働性と、協働を踏まえて自分の学びを更新していくといった学びがこれからの児童

生徒に期待されている。義務教育課程から高等学校の児童生徒が活用している一人一台端末は、このような意義によるものである。

一方、生成AIの急速な進歩は教育にも大きな影響を与えつつある。「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」（令和6年12月）では、授業や校務における活用事例と不適切な事例が具体的に示され、文章生成に限らず多様な生成AIの利活用を想定しつつも、最終判断は人間が行うこととしている。著作権の取り扱いや保護者同意、個人情報や機密情報を入力しない等、リスクも具体的に示された。

情報教育の目標

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（それぞれの該当部）における情報教育の目標は、全ての児童生徒に基礎的・基本的資質として情報活用能力を身に付けさせることである。情報活用能力には次の三つの観点があり、これらを相互に関連付けて発達の段階に応じてバランスよく育成することが必要である。

A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

《参考資料》

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（中央教育審議会 令和3年1月）
- 「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」（文部科学省 令和6年12月）
- 「教育の情報化に関する手引―追補版―」（文部科学省 令和2年6月）
- 「高等学校情報科『情報Ⅱ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 令和2年3月）
- 「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（文部科学省 令和2年2月）
- 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」（文部科学省 令和2年）
- 「高等学校情報科『情報Ⅰ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した『次世代の学校・地域』の創生～」（文部科学大臣決定 平成28年7月）
- 「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」（文部科学省 平成23年4月）
- 「情報モラル教育実践ガイダンス」（国立教育政策研究所 平成23年3月）
- 「学校における教育活動と著作権」（文化庁著作権課 令和5年）
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「情報モラル教育指導資料」（京都府総合教育センター 平成29年3月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(1) 情報教育

イ 〈内容と情報モラルの指導〉

情報教育の内容

児童生徒の情報活用能力の育成に当たっては、教員が、各教科等の目標と情報教育の目標との関係を正しく理解し、学校全体として体系的に推進することが必要である（本編P133 V-3「授業・学習指導の基本技術」参照）。

【小学校】

情報活用能力の育成を図るため、一人一台端末やクラウドといった環境を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また、児童がコンピュータで文字を入力するなど、学習の基盤として必要となる情報機器の基本的な操作を習得するための学習活動や、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的に実施することが重要である。

【中学校】

情報活用能力の育成を図るため、一人一台端末やクラウドといった環境を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

【高等学校】

情報活用能力の育成を図るため、一人一台端末やクラウドといった環境を活用した学習活動の充実に図るとともに、「課題の解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集する。」、「収集した情報の客観性・信頼性について考察する。」、「様々な情報を結び付けて多面的に分析・整理したり発信したりする。」、「相手や目的に応じて情報の特性を捉えて効果的に表現する。」等の様々な場面を設定することが必要である。また、情報や情報手段を実践的に活用するための科学的な見方や考え方として、手順や方法、結果の評価等に関する基本的な理論を理解することも重要である。

【特別支援学校】

コンピュータ等の情報機器は、特別な支援を必要とする児童生徒に対してその障害の状態や発達の段階に応じて活用することにより、学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器である。また、インターネットをはじめとするネットワークの世界は、国籍、性別、障害の有無を問わない開かれた世界であり、そこに参加していくことは、障害のある人の積極的な社会参加の新たな形態の一つということもできる。

そのため、情報活用能力を育成するための特別支援学校学習指導要領の規定は小・中・高等学校と同様のものであるが、支援を必要としている児童生徒は、その障害の状態等により情報の収集、処理、表現、発信等に困難を伴うことが多く、情報社会の恩恵を十分に享受するためには、個々の実態に応じた情報活用能力の習得が特に求められる。

情報モラルの指導

京都府教育委員会では、全ての学校で情報モラル教育を実施することを推進している。情報モラルは複雑で多様な問題があるように見えるが、その大半が日常モラルであり、そこに情報技術の特性（基本的な仕組み）が加わることを理解しておくことが重要である。そのためには、「日常モラルを育てる。」、「仕組みを理解させる。」、「日常モラルと仕組みを組み合わせる考えさせる。」という三つの視点で指導することが必要である。仕組みについては、情報技術が進展しても変化しない部分と、情報技術の進展によって変化する部分がある。この構造を理解して、指導することが求められる。

児童生徒の学び方は変化してきており、情報モラル教育についての指導の必要性はこれまで以上に求められる。授業中だけでなく一人一台端末の持ち帰りにより端末を操作する機会は格段に増加しているため、情報機器を使い始める前後の指導が非常に重要になる。児童生徒の家庭によって、情報機器を持たせる時期は異なるが、できるだけ児童生徒の状況に即した情報モラル教育を実施するために、家庭や地域と連携しながら、学校全体で繰り返し取り組むことが重要である。

なお、定まった行動規範やルールを教えて徹底させるという情報モラル教育から、行動の善悪を自分で判断できる力を身に付けさせることを目的とし、協働学習を通じてデジタル社会における「善き社会の担い手」を目指すデジタルシティズンシップ教育への移行が進んでいる。他律的なルールを守らせるだけではなく、一人一台端末を活用した学びの中で自律的に自分の意思で判断して行動し、どのように使っていくのかを考えていくことが求められている。

情報モラルの判断に必要な要素

○日常モラル

- ・節 度
- ・思 慮
- ・思いやり、礼儀
- ・正義、規範

「やりたいことを我慢する。」「欲しいものを我慢する。」等
「情報を正しく判断する。」等
「適切なコミュニケーションをとる。」等
「情報社会のルールを守る。」「正しいことを実行する。」等

○仕組みの理解

- ・インターネットの特性
- ・心理的・身体的特性
- ・機器やサービスの特性

公開性：「公開である。」
記録性：「記録が残る。」
信憑性：「信用できない情報がたくさんある。」
公共性：「インターネットは公共の資源である。」
流出性：「情報が漏れる。」等
「夢中になってやめられなくなる。」「非対面で伝わりにくい部分がある。」「不安になる。」「感情的になりやすい。」等
「夢中になりやめられなくなるサービスがある。」「いつでもどこでもつながることができる。」「サービスの提供側から様々な勧誘がある。」「無料であることをうたって利用を勧誘してくる。」等

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」から

9 学校教育全体で進める教育活動

(2) キャリア教育

基本的な考え方

学習指導要領総則では、児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と明示している。

社会構造の変化が急激に進む中、児童生徒に生き抜く力を付けさせるためには、社会の変化に対応できる基礎的・汎用的能力をはぐくむことが大切である。

そのためには、特定の教科・領域だけでなく、学校教育全ての場面でキャリア教育の視点をもった教育展開が肝要である。具体的には、はぐくみたい児童生徒像を明確にした上で、学校で学ぶことと社会との接続を意識した教育を展開し、児童生徒のキャリア発達を促していくことである。

児童生徒が学校での学習と自分の将来との関係に意義を見だし学ぶ意欲を高めるとともに、体験的な活動等を通して学校での学びを社会に役立てられるよう、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進することが求められる。

キャリア教育の内容

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級・ホームルーム活動を要としながら、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級・ホームルーム活動の指導に当たることが重要である。

なお、現行の学習指導要領では、小学校の学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校等、学校間のつながりが明確になるようにしている。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。

キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業等との関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、育成すべき資質・能力を念頭においた職場見学や社会人講話等の機会を設ける工夫をすることも期待されている。「社会に開かれた教育課程」の理念の下、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められる。

ただし、キャリア教育は、初等教育から高等教育に至る系統的・組織的な教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力をはぐくむものであることから、夢をもつことや職業調べ等の固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

特別支援学校における キャリア教育

キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化等の現実に応じた情報を提供して、共通理解を図った上で、将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

また、卒業後の生活において、進路に関する指導だけでなく、スポーツ活動や文化活動等を含め、障害のある児童生徒が自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

キャリア・パスポート

学習指導要領の特別活動では、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と定めている。

これを受け、文部科学省は、「『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」で、前述の「活動を記録し蓄積する教材等」を「キャリア・パスポート」と呼ぶこととし、「2020年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において実施すること。」を求めている。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導に当たっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正等の改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

《参考資料》

- 「中学校・高等学校キャリア教育の手引きー中学校・高等学校学習指導要領（平成29年・30年告示）準拠ー」
(文部科学省 令和5年3月)
- 「小学校キャリア教育の手引きー小学校学習指導要領（平成29年告示）準拠ー」 (文部科学省 令和4年3月)
- 「『キャリア・パスポート』の学年・校種間の引き継ぎについて」 (文部科学省 令和3年12月19日)
- 「『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」 (文部科学省 平成31年3月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ特別編・キャリアパスポート特別編1～10」
(国立教育政策研究所 平成30年5月～令和4年9月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ2」 (国立教育政策研究所 平成30年3月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ1」 (国立教育政策研究所 平成29年3月)
- 「『キャリア・パスポート』の取組をすすめるために～教員向け説明資料～」 (京都府教育委員会 令和元年9月)

9 学校教育全体で進める教育活動

(3) 伝統や文化に関する教育(超スマート社会やグローバル社会への対応)

求められる資質・能力 の育成

平成18年12月、教育基本法が改正され、教育の理念の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」(第2条第5号)が新たに盛り込まれた。

社会が超スマート化、グローバル化するなど、めまぐるしく変化する中、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを備えつつ、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。例えば、言語能力を高め、国語科で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現できるようにすることや、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図ることができるようにすることが、こうした資質・能力の基盤となる。加えて、古典や歴史、芸術の学習等を通じて、日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していけるようにすること、様々な国や地域について学ぶことを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようにすることなどが重要である。

自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、変化する社会の中で自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができるといえる。国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、自らの国や地域の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが求められる。

そのためには、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等において、学習指導要領に示された各教科等における指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題解決型の学習等を取り入れ、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践を展開することが大切である。

伝統や文化に関する 教育の充実

幼稚園教育要領及び学習指導要領のポイントとして、教育内容の改善事項の一つに、「伝統や文化に関する教育の充実」が示され、各教科等において具体的に充実を図ることが求められている。

幼稚園教育要領では、身近な環境との関わりに関する領域「環境」の内容の取扱いの中で、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」が示されている。

学習指導要領では、小・中学校国語科において「引き続き、我が国の言語文化に親しみ、愛情をもって享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を小・中・高等学校を通じて育成するため、伝統文化に関する学習を重視することが必要である」という中央教育審議会答申を踏まえ、「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」に関する事項を、「我が国の言語文化に関する事項」としてその内容の改善が図られた。その他にも、主な文化財や年中行事の理解(小：社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中：音楽)、武道(中：保健体育)、和食や和服(小：家庭、中：技術・家庭)等、伝統や文化に関する指導の充実を示している。

京都府の取組

「第2期京都府教育振興プラン」推進方策6「文化振興と文化財の保存・継承・活用」に基づき、「文化を未来に伝える次世代育み事業」、「高校生『京の文化力』推進事業」、文化財及び府立郷土資料館を活用した出前授業や体験学習等を実施し、博物館や美術館と連携した子どものための文化芸術鑑賞・体験を支援する取組を行っている。また、美術工芸展等子どもが心を込めて作った作品を発表する場の提供、京都の自然・歴史・文化・伝統行事・伝統産業等を学ぶ機会の充実、伝統・文化の次世代への継承を図る取組の推進を行っている。

そして、推進方策6(24)「京都の伝統と文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成」に基づき、文化庁と連携し、地域の祭りや伝統芸能を次世代に継承するとともに、地域の文化を活用して地域活性につなげる取組に参画し、文化的な軸を持って新たな価値を生み出し、発信できる資質・能力の育成を図っている。

京都府は歴史的な伝統を守りつつ、新しい文化を常に創造し続けてきた。授業を通して、児童生徒の伝統や文化を尊重する態度を養い、地域を愛する心をはぐくむこと、そして、それらを発信できる力を身に付けさせることが重要である。

また、推進方策1(4)「京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成」に基づき、外国語によるコミュニケーション能力の育成と、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を備えた価値観や文化的背景の理解を深める取組の充実を図り、国内外の高校・大学や企業等と連携し、ICTを活用した遠隔教育を通して国際社会で活躍できるイノベティブでグローバルな人材の育成を図っている。

「グローバル人材」の概念

要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力

要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

(「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ 平成24年6月4日)

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

海外から帰国した児童生徒等については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うことが必要である。また、日本語の習得に困難のある児童生徒については、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に当たることが必要である。

《参考資料》

- 「外国人児童生徒 受入れの手引 改訂版」(文部科学省 平成31年3月)
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会 平成28年12月)
- 「CLARINETへようこそ」(海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ 文部科学省)
- 「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ(文部科学省 平成24年6月)
- 「外国人児童生徒に関する指導の指針」(京都府教育委員会 平成19年5月)
- 「京都府の『歴史・伝統・文化』を学ぶために・教えるために」(京都府総合教育センター 令和6年6月)

9 学校教育全体で進める教育活動

(4) 主権者教育

主権者として求められる資質・能力

議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、満18歳以上への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。

また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。

こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である。これらの力を教科横断的な視点ではぐくむことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。

これらの力をはぐくんでいくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる。

その際、専門家や関係機関の協力を得て実践的な教育活動を行うとともに、現実の複雑な課題について児童生徒が課題や様々な対立する意見等を分かりやすく解説する新聞や専門的な資料等を活用することが期待されている。

また、主権者教育については、家庭・地域との連携が重要であり、例えば投票に対する親しみを持たせるために、公職選挙法改正により全国で可能となったいわゆる子連れ投票の仕組みを生かして保護者が児童生徒を投票所に同伴したり、児童生徒と地域の課題について話し合ったりすることや、地域の行事等で児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出していくことが期待されている。

学習指導要領における主権者教育の充実

学習指導要領では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、小学校・中学校・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成することとされている。

例えば、小学校社会科で市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校社会科（歴史的分野）で民主政治の来歴、同科（公民的分野）で民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙等国民の政治参加との関連を扱うこととされた。また、高等学校では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会のかかわりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することなどを目指す共通必修科目として「公共」を新設するなど、主権者に関する教育の充実が図られている。

京都府における主権者教育の目的

地域と連携・協働する活動を主体的に行うことにより地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、共生するための相互尊重のルールを身に付け、民主社会の維持・発展を図るために必要な知識や見方・考え方を習得し、国家・社会の形成者としての資質をはぐくむ。

京都府における主権者教育ではぐくむ力、態度

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

京都府における主権者教育の視点



高等学校等における主権者教育指導の手引き

京都府における主権者教育は、地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養をはぐくむ実践という三つの視点とともに、公職選挙法の一部改正の目的及び文部科学省初等中等教育局長通知（平成27年10月29日付け）を踏まえて実践するものとする。

1 地域貢献・地域連携活動の推進

主権者教育の基盤となるもので、身近な地域を理解し、その課題を多面的・多角的に考察し地域住民として社会に参画する意識を持たせる教育を推進する。そのため、各校が防災、安全、文化・観光、福祉、環境等をテーマとする社会貢献活動に積極的に取り組むものとする。

2 「法やルールに関する教育」の実践

平成25年度から本府では「法やルールに関する教育」を実施している。「法」の基礎となる考え方として、「自由」「責任」「ルール」「公平・公正」「正義」の5つがあり、これらはお互いに大きな関わりを持っている。みんなの「自由」をできるかぎり守り、それぞれが持つ「責任」をはっきりさせるために、「ルール」がある。そして、「正義」にあてはまる「ルール」だけが「法」として存在している。生徒がこのことを学び、確かなルール感覚を身に付けて、社会に参加していくことが求められている。

3 政治的教養をはぐくむ実践

健全な民主主義社会とは、身近な地域社会の小さな討論に始まり、いろいろな段階において討論が行われ、話し合いがもたれた上で、問題の解決、決定が図られる社会である。話し合いにより合意形成を図ることの重要性を学ばせることが重要である。

さらに、より発展的に地域の課題や政治的な問題について考察し、自己の基準で投票するために候補者の考えや姿勢を判断し、具体的にどう選ぶのかを模擬投票といった実践的な方法で学ばせるとともに、模擬請願、模擬議会等の実践に取り組むことが重要である。明日の京都を担う高校生成成支援事業では、模擬選挙、議会傍聴、ディベート等を行うことにより選挙制度への理解と現実社会の諸問題について多面的・多角的に考察し公正に判断する力、他者と協働して解決（合意形成）する姿勢や自らの主張を論理的に説得する力等、有権者として必要な政治的教養をはぐくむ取組を支援している。

《参考資料》

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成28年12月）
- 「高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来』」（総務省・文部科学省 令和4年度一部改訂及び見直し）
- 「小・中学校向け主権者教育指導資料『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」（文部科学省 令和4年9月）
- 「主権者教育の推進に関する有識者会議 とりまとめ」（総務省 平成29年3月）
- 「高等学校等における主権者教育指導の手引き」（改訂版）（京都府教育委員会 平成29年3月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(5) 環境教育

環境教育の目的

環境教育の目的は、身の周りの生活に係る規範意識をはぐくむのみならず、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることである。

そのためには、社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見たり、課題を発見・解決したり、既成概念にとらわれず新しい価値を創り出す「未来を創る力」及び地球環境やそれを取り巻く社会を理解し、その変化に気付いて保全のために行動できる「環境保全のための力」の両方を育成する必要がある。

環境教育の視点

環境教育を行う際には、次のことに留意して進めることが大切である。

1 持続可能な社会の創り手の育成

環境教育は、これまで以上にE S D（持続可能な開発のための教育）やS D G s（持続可能な開発目標）との関連を踏まえたものにしていく必要がある。自ら環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力等を育成することを通して、持続可能な社会の構築という観点を意識した「児童生徒の意識の変容を引き出す」ことを目指す。

2 重視する要素

○人間と環境及び環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶ。

○環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度で捉える。

○生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷を捉える。等

3 体験活動を通じた学びの場の設定

体験活動を取り入れた環境教育を積極的に進める。その際、教師はファシリテーターとして関わる意識をもち、学ぶ側が主体となり自らが考える活動となるように配慮する。また、活動が一過性のものとならないよう「ねらいの具体化」や「効果の可視化」を行い、改善につなげるよう留意する。

4 地域や家庭、各種機関等との連携

体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠となる。教職員には、E S Dの視点から地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められている。

5 地域の実態からの取組

特定の地域からの視点をもった活動は、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進が期待できる。この活動は、地域の企業や地域自体に関わる複合的・波及的な効果も期待でき、「地域循環共生圏」の創造にもつながるため、特に積極的に進めていくべきである。

環境教育の進め方

環境教育を進めるに当たっては、教科等横断的な学習や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。また、校種間の接続や家庭、地域社会、関係機関との連携を通して、生活とのつながりを意識しながら取り組むことが大切である。教職員は、研修や講習等への参加、「E S D推進の手引」（文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会）等の資料を活用し、実践力の向上を図ることが求められている。

《参考資料》

- 「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期 ESD 国内実施計画）」（持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 令和3年5月）
- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（環境教育等促進法基本方針の変更）」（環境省 平成30年6月）
- 「環境教育指導資料『幼稚園・小学校編』（平成26年10月）・『中学校編』（平成28年12月）」（国立教育政策研究所）
- 「京都府 京とあーすの環境」<https://www.pref.kyoto.jp/kankyo/>（京都府）

IV 学校教育の内容及び基本的な考え方

9 学校教育全体で進める教育活動

(6) 読書活動

基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会総がかりで推進を図っていくことが重要である。

京都府における読書活動の取組

京都府では、京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)をまとめ、以下に示された読書活動を推進している。

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 地域社会における読書活動の推進
- 4 効果的な読書活動の推進

また、京都府立図書館では、学校における探究型学習への支援として「学校支援セット」の貸出しや「来館型調べ学習」を行っている。

学校図書館の機能・役割

学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられているが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能がますます期待される。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要である。

《参考資料》

□「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）～読書ではぐくむ豊かな子どもの未来～」

(京都府教育委員会 令和2年3月)

□「学校図書館機能充実ガイドライン」（京都府教育委員会 平成27年1月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(7) 食育

基本的な考え方

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。食育基本法前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としている。京都府の学校における食育推進の基本的な考え方は次のとおりである。

- 1 「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校の「食に関する指導の目標」に基づき各学年ではどのような資質・能力を育成するのか明らかにし、どの教科等でいつ誰が指導を行うのかを全教職員が理解し、確実に実施する。
- 2 食の専門家である「きょうと食いく先生」による実践型食育（田植え、稲刈り、茶摘み、漬け物作り、味噌作りを体験させるなど）を推進する。
- 3 先進的な実践事例を活用し、家庭、地域及び研究機関や企業等の外部専門家との連携を図る食育を推進する。
- 4 学校給食未実施の中学校や高等学校においても、ライフステージにおける大切な食育の場であることを意識し、校種間の系統性を踏まえながら、学校教育活動のあらゆる場面で食育を推進する。
- 5 地場産物や地域の郷土食、行事食を献立に取り入れたり、教科等と関連させた献立の工夫や食品ロスの削減に関心をもたせたりするなど、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図る。

食に関する指導

食生活の改善や睡眠時間の確保といった生活習慣の確立は「生きる力」の基盤であり、その第一義的責任は家庭にある。しかしながら、近年、子どもたちの偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや肥満や過度のやせ傾向の増大等が見られ、食生活の乱れが生活習慣病を引き起こす一因であることも懸念されている。学校教育においても、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実が求められている。

各学校では、給食の時間をはじめ、関連教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等、様々な場面で食に関する指導を行う。学校における食育の推進は、食に関する指導の全体計画に基づき校長のリーダーシップのもとに学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員等、全教職員が連携・協力し、関連教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科等横断的に行われることが重要である。

なお、中学校においても生徒が健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活を営めるよう、食に関する指導が適切に行われる必要がある。さらに、高等学校においては生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、指導することが重要である。

また、児童生徒の食に関する健康上の課題が多様化する中で、栄養教諭、養護教諭等の専門性を生かした個別的な相談指導を、組織的・計画的に実施することが重要である。

資料⑪ P165

《参考資料》

- 「栄養教諭が行う個別的な相談指導実践事例集」（文部科学省ホームページ 令和6年3月）
- 「中学生用食育教材『「食」の探究と社会へのつながり』」（文部科学省 令和3年3月）
- 「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（文部科学省 平成31年3月）
- 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」
(文部科学省 平成29年3月)
- 「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」（文部科学省 平成28年2月）

IV 学校教育の内容と 基本的な考え方

社会奉仕等に関わる 体験活動を生かした 学習の目的

9 学校教育全体で進める教育活動 (8) 社会奉仕等に関わる体験活動を生かした学習

社会奉仕等に関わる体験活動は、共に助け合って生きることの喜びを体得する中で、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てることを目指すものであり、人、社会、自然と関わる直接的な体験活動を通じて、青少年の望ましい人格形成に寄与する。大人にとっても、家族や周囲の人々、地域や社会のために何かをすることで喜びを感じるという、人間としてごく自然な温かい感情を湧き起こし、個人が生涯にわたって、「よりよく生き、よりよい社会をつくる」ための鍵となる。

また、実施に際しては、発達の段階に応じた活動の実施、興味関心を引き出し自発性を高める工夫や、生徒会等を活用したリーダーシップの育成、活動の適切な評価等、自発的なボランティア活動等の高等学校における単位認定等に配慮して取り組む必要がある。

具体的な活動例

- 地域社会への協力や学校内外のボランティア活動
- 各種の生産（飼育栽培）活動
- 校内外の美化活動 等

実施上の留意点

発達の段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう、自校の教育目標や地域の実情を踏まえた上で、学校としての活動のねらいを明確にし、現状の教育活動全体を見直した計画になるよう、

- 1 学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間をはじめ、各教科等の学習指導及び部活動等の課外活動等教育活動において適切な位置付けを行うこと。
- 2 各校種におけるそれぞれの取組に継続性をもたせ、発達の段階に即して活動の内容や期間等を工夫すること。
- 3 各教科等における学習指導との関連を図ること。

などが求められる。

特に教科担任制を取り入れている小学校高学年や中学校・義務教育学校及び高等学校においては、教科担任の教員間の緊密な連携・協力が重要である。